

赤穂市 令和9年度(令和9年4月入所～令和10年3月入所) 保育施設(保育所・認定こども園)利用申込みのしおり

一 斉 申 込 み に つ い て

●一斉申込みの流れ(7ページ参照)

第1希望の施設またはこども育成課で書類受取 ⇒ 書類記入・勤務先等へ証明依頼
⇒ 申込書類の事前提出 ⇒ 面接(児童同伴、日時指定あり)

●申込書類配布期間・配布場所(7、8ページ参照)

令和8年9月7日(月)～9月12日(土)まで ⇒ 市内各保育所で配布

※配布時間は、平日は午後2時～5時、土曜日は午前8時30分～正午まで

令和8年9月16日(水)～ ⇒ 赤穂市教育委員会こども育成課で配布

※配布時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時までを除く)

※第1希望の施設が赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください。

●申込書類提出締切日・提出先

提出締切日 令和8年10月9日(金)(必着)

提出先 赤穂市教育委員会こども育成課(持参または郵送)

(持参の場合は開庁日の午前8時30分～午後5時15分。ただし、正午～午後1時までを除く。)

※締切後に妊娠が判明した場合に限り令和8年10月30日(金)まで受付可能(必着)

※赤穂市立幼稚園3歳児保育を申し込まれる場合は、保育施設の利用申込みはできません。

令和9年5月～令和10年3月までの年度途中での入所希望の方へ

⇒ 上記と同様に一斉申込みの申込書類提出締切日までに申込みをしてください。

＜例＞ 産休・育休明けで職場復帰する(出産前の方も申込みしてください)

出産予定があり、産前・産後の利用を希望

再就職予定、または、求職活動を開始予定

※育休明けの利用は原則、育休復帰月の初めからの入所になります。

＜例＞ 6月1日復帰→6月1日入所、9月18日復帰→9月1日入所

※育児(産後)休暇、育児休業は、事業所等から就労証明書が発行される場合に限りです。

※出産前の方でも、出生前のお子様の分の申込みをしてください。

一 斉 申 込 書 類 提 出 締 切 日 (令 和 8 年 1 0 月 9 日) より 後 の 申 込 み に つ い て

一斉申込書類提出締切日までに申し込まれた方の入所調整を行った後、各施設の入所枠に余裕がある場合のみ、提出締切後に申込みをされた方の入所調整を行います。

＜ 提 出 先 ・ 連 絡 先 ＞

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地(赤穂市役所 第2庁舎2階)

赤穂市教育委員会 こども育成課

TEL 0791-43-7065

FAX 0791-43-6895

もくじ

1	保育所等の利用できる世帯	P 3
2	受入年齢と施設について（赤穂市の場合）	P 4
3	保育時間（保育の必要量の認定）	P 5
4	各施設の開所時間等	P 5
5	土曜日午後保育	P 6
6	延長保育	P 6
7	一斉申込みでの保育所利用申込方法・その後の流れ	P 7
8	利用申込書類配布場所（一斉申込みの場合）	P 8
9	必要書類	P 8
10	面接日時・会場（一斉申込みの場合）	P 10
11	保育認定および利用施設の決定	P 10
12	利用者負担（保育料）等について	P 11
13	市外の施設の利用を希望する場合	P 13
14	注意事項	P 13

●幼稚園・保育所・認定こども園の違い

幼稚園：小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。

保育所：就労などのため「保育を必要とする事由」に該当する家庭の児童を保育する施設です。保育の必要性の認定が必要です。

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設です。

1 保育所等の利用できる世帯 ※次の「保育を必要とする事由」をご参照ください。

保育所、認定こども園の保育所部分（以下、保育所等）は、「保育を必要とする事由」に該当し、保育の必要性の認定（2号・3号保育認定）を受けることで利用できます。

●「保育を必要とする事由」について ※以下は赤穂市の場合です。

父、母2人とも（ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ）が次のいずれかの事由に該当する必要があります。父、母のどちらか一方でも（ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ）該当しない場合、保育所等を利用できません。

事由	保護者の状況	保育の必要性の認定期間
就労	1日4時間以上実働する日が月16日以上（おおむね週4日以上）、合計64時間以上である労働を常態としている	左の状況が継続する期間
妊娠・出産	出産予定日の出産前約8週間から、出産後約8週間以内の間	出産日から数えて8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	疾病または負傷している、精神または身体に障がいがある	左の状況が継続する期間
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している	左の状況が継続する期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている ※ハローワーク等での求人情報の閲覧だけではこの事由に該当しません。	認定の日から数えて90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	大学・専門学校、職業訓練校に通学している	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待やDVのおそれ	家庭内で虐待やDVのおそれがあり、児童を保育所等に預けることが望ましいと判断される場合	必要な期間
育児休業	育児休業を取得する場合であって、児童が保育所等に入所しており、育児休業の間、その施設に引き続き入所する希望がある場合（入所中の児童のみ）	最大で小学校就学前まで （原則、保育短時間認定での利用） （退職の場合は、退所となります）

※事由に該当しなくなった場合、その時点で認定期間は終了し退所となります。すぐにご連絡ください。

※利用申込み時から状況に変更があった場合、すぐにご連絡ください。

※入所前に事由の変更があった場合、入所決定後でも決定取消しの上、再選考となります。

※就労要件で利用申込みし、入所前に転職・退職された場合、入所決定後でも決定取消しの上、再選考となります。

※妊娠・出産、求職活動等、認定期間に期限のある場合、期限の最終日で退所となります。保育を必要とする事由が変わる場合は入所施設へお伝えください。

2 受入年齢と施設について（赤穂市の場合）

市内には、7つの認可保育所（公立6、私立1）と、1つの私立認定こども園（幼稚園型）があります。

各施設の受入年齢は、次のとおりです。

種 類	施 設 名	受 入 年 齢
市 立 保 育 所	あこ ^あ う ^こ 穂 ^う 保 ^こ 育 ^う 所 ^穂 赤 ^あ し ^こ 塩 ^し 屋 ^お 保 ^や 育 ^え 所 ^屋 お ^お さ ^さ き ^き 崎 ^さ 保 ^き 育 ^さ 所 ^崎 尾 ^み さ ^さ き ^き 崎 ^さ 保 ^き 育 ^さ 所 ^崎 御 ^み さ ^さ き ^き 崎 ^さ 保 ^き 育 ^さ 所 ^崎 坂 ^さ こ ^こ 越 ^こ 保 ^こ 育 ^越 所 ^越 有 ^う ね ^ね 年 ^ね 保 ^年 育 ^年 所 ^年	生後6カ月を経過した翌月から 小学校就学前まで
私 立 保 育 所	あおぞら保育園	生後3カ月を経過した翌月から 小学校就学前まで
私立認定こども園	あこ ^あ う ^こ 穂 ^う あ ^あ け ^け ぼ ^ぼ の ^の 幼 ^幼 稚 ^稚 園 ^園	1歳を経過した翌月から 小学校就学前まで

令和9年度のクラス年齢等は、次のとおりです。

生 年 月 日	ク ラ ス 年 齢	保育 認定 区分	（参考）利用希望期間終期	
			幼稚園4歳児入園前までの 利用を希望する場合	小学校就学前までの 利用を希望する場合
令和9年4月2日以降	0歳児クラス	3号	令和14年3月31日	令和16年3月31日
令和8年4月2日～ 令和9年4月1日	0歳児クラス	3号	令和13年3月31日	令和15年3月31日
令和7年4月2日～ 令和8年4月1日	1歳児クラス	3号	令和12年3月31日	令和14年3月31日
令和6年4月2日～ 令和7年4月1日	2歳児クラス	3号/ 2号	令和11年3月31日	令和13年3月31日
令和5年4月2日～ 令和6年4月1日	3歳児クラス	2号	令和10年3月31日	令和12年3月31日
令和4年4月2日～ 令和5年4月1日	4歳児クラス	2号		令和11年3月31日
令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	5歳児クラス	2号		令和10年3月31日

クラス分けや利用者負担額（保育料）の算定の際は、上記表のクラス年齢を適用します。

保育料の無償化は、3歳児クラス以上の児童から適用されるため、2歳児クラスの児童が年度途中で3歳になった場合でも、その年度は無償化の対象となりません。

3 保育時間（保育の必要量の認定）

保護者の就労時間や保育を必要とする事由によって保育の必要量の認定を行い、認定区分には次の2種類があります。※認定区分によって保育料が異なります。

保育必要量認定区分 (利用可能時間)	保 育 を 必 要 と す る 事 由	注 意 事 項
保育標準時間 (最大11時間) ※主にフルタイム 労働等の方を想定	就労(両親ともフルタイム、ひとり親家庭等の場合は該当する方がフルタイム)、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある場合	各家庭の就労実態等に応じて利用可能時間の範囲内で施設を利用できますが、勤務時間帯等によって実際に利用できる時間はご家庭ごとに異なります。
保育短時間 (最大8時間) ※主にパートタイム 労働等の方を想定	就労(両親のいずれかが短時間の勤務等)、求職活動、育児休業	

※両親の一方でも保育短時間での利用が可能と判断された場合、保育短時間の認定となります。

※交代勤務や出勤日がシフト制の方は、毎月の勤務表の提示をお願いします。

4 各施設の開所時間等

各保育施設の開所時間、保育標準時間および保育短時間の設定は施設により異なります。

●各保育施設の開所（園）時間と保育標準時間、短時間（予定）

種 類	保 育 施 設	開 所 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
市立 保育所	あこ 赤穂保育所	月～金 7:30～19:00 土 7:30～12:00 ※土曜日午後保育利用者は 19:00	月～金 7:30～18:30 土 7:30～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00
	しおや 塩屋保育所	月～金 7:30～19:00	月～金 7:30～18:30	月～金 8:00～16:00
	おさき 尾崎保育所	土 7:30～12:00	土 7:30～12:00	土 8:00～12:00
	みさき 御崎保育所	月～金 7:30～18:00 土 7:30～12:00	月～金 7:30～18:00 土 7:30～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00
	さこし 坂越保育所			
	うね 有年保育所			
私立 保育所	あおぞら 保育園	月～土 7:00～20:00	月～土 7:30～18:30	月～土 8:30～16:30
私立認定 こども園	あこ 赤穂あけぼの 幼稚園	月～金 7:30～18:30 土 7:30～12:00	月～金 7:30～18:30 土 7:30～12:00	月～金 8:30～16:30 土 7:30～12:00

※各保育施設の開所時間は、令和8年度の状況をもとに予定として記載しており、変更する場合があります。

※市立保育所利用希望で、土曜日午後の保育も希望される場合は別途、土曜日午後保育の申込み・審査が必要です。(6ページ参照)

※開所時間内であれば、保育標準時間・短時間の設定時間を超えて利用することが可能ですが、延長保育となり、保育料とは別に延長保育料がかかります。2号・3号保育認定の方の延長保育料は無償化の対象外です。(6ページ参照)

●保育施設の休日

赤穂市立保育所は、国民の祝日に関する法律に定められた日、日曜日および12月29日～1月3日が休日です。私立施設等は、各施設へお問い合わせください。

5 土曜日午後保育

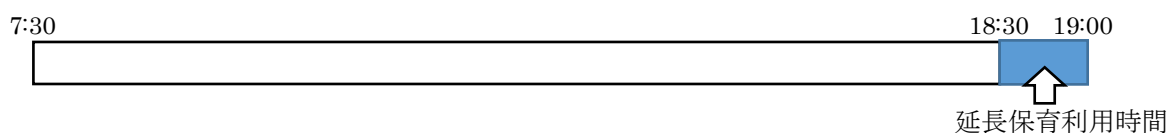
赤穂市立保育所では原則として、土曜日は正午までの保育を行います。一部の保育所で土曜日午後の保育を実施します。令和9年度も赤穂保育所で実施する予定です。

希望の方は、利用申込時に申し出てください。(勤務状況、希望者数等により利用できない場合がありますのでご了承ください。)

6 延長保育

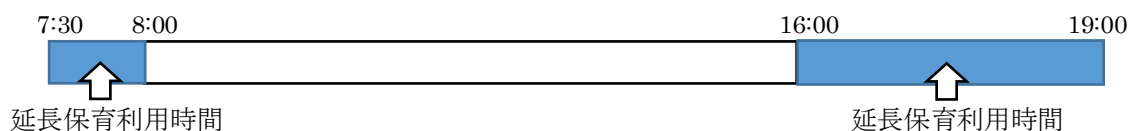
保育認定区分による施設が利用できる時間（保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間）を超えて施設を利用する場合は、延長保育として、通常の保育料に加え延長保育料が必要となります。延長保育の利用をご希望の場合は、「延長保育申込書」の提出などの手続きが別途必要になります。

① 保育標準時間認定（最大11時間の保育が利用できる方）



※8時以降から利用された場合も18時30分を超えれば延長保育となります。

② 保育短時間認定（最大8時間の保育が利用できる方）



※あおぞら保育園では、短時間認定の利用時間は8時30分から16時30分、標準時間の利用時間が7時30分から18時30分となります。

延長保育料は次のとおりです。令和8年度の状況をもとに予定として記載しております。

（赤穂市立保育所）

① 保育標準時間・・・1日100円（ただし、1か月1,500円を上限とする）

② 保育短時間・・・1日200円（ただし、1か月3,000円を上限とする）

※この場合の1か月とは、利用日の属する月の初日から同月末日までとなります。

（あおぞら保育園）

① 1日利用・・・30分100円

② 月利用・・・30分：月額1,500円、60分：月額3,000円、90分：月額4,500円

（赤穂あけぼの幼稚園）

① 保育短時間・・・1時間200円（16時30分以降は1時間400円）

7 一斉申込みでの保育所利用申込方法・その後の流れ

① 第1希望の施設を決める

この『申込みのしおり』を参考に、開園時間や自宅・勤務先との距離などから第1希望の施設を決めます。

面接日時も確認し、予定を調整しておいてください。(10ページ参照)

② 申込書類を取りに行く

書類をお渡しする際に「④」の面接日時の指定をさせていただきます。

●令和8年9月7日(月)～12日(土)まで

配布時間は、平日は午後2時～5時、土曜日は午前8時30分～正午まで

⇒ 第1希望の施設へ書類を取りに行く(8ページ参照)

※第2希望以降の施設へ行く必要はありません。

●令和8年9月16日(水)以降

配布時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時までを除く)

⇒ 教育委員会こども育成課へ書類を取りに行く

※9月13日(日)以降は、市内各保育所での書類配布はありません。

※第1希望の施設が赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください。

③ 利用申込書類を準備し、提出締切日までに提出する(8、9ページ参照)

●提出締切日 令和8年10月9日(金)(必着)

●提出先 赤穂市教育委員会こども育成課(持参または郵送)

(持参の場合は開庁日の午前8時30分～午後5時15分。ただし、正午～午後1時までを除く。)

※締切日後に妊娠が判明した場合に限り令和8年10月30日(金)まで受付可能(必着)

④ 指定された第1希望の施設の面接日時にお越しください(10ページ参照)

保育施設に入所予定のお子様も一緒にお越しください。

⑤ 入所調整・利用施設の決定(10ページ参照)

保護者が家庭で保育できない程度等を総合的に判断し、入所調整・入所施設の決定を行います。

＜予定＞入所調整期間	令和8年12月～令和9年1月頃
利用施設の決定通知	令和9年2月頃に送付

・第2希望以降の施設へ入所、または入所保留(待機)の可能性のある方

⇒ 入所調整期間中に連絡させていただきます。

・第1希望の施設へ入所していただく可能性が高い方

⇒ 令和9年2月頃に通知が届くまでお待ちください。

原則、利用施設の決定の通知を送付するまで連絡はありません。

8 利用申込書類配布場所（一斉申込みの場合）

利用申込みに必要な書類は9月7日（月）～12日（土）までは下記の表の市立保育所、あおぞら保育園、9月16日（水）より教育委員会こども育成課で配布します。

下記の必要書類は10月9日（金）必着でこども育成課宛にご提出ください。

書 類 配 布 場 所	住 所 （ 赤 穂 市 ）	問 い 合 わ せ 先
あ こう 赤 穂 保 育 所	なかひろ 中 広 2 6 7	TEL/FAX 0791-42-3368
し お や 塩 屋 保 育 所	こはまちょう 古 浜 町 6 1	TEL/FAX 0791-42-0323
お さ き 尾 崎 保 育 所	しみずちょう 清 水 町 4 - 1	TEL/FAX 0791-42-2297
み さ き 御 崎 保 育 所	あさひちょう 朝 日 町 3 - 2	TEL/FAX 0791-42-3338
さ こ し 坂 越 保 育 所	さこし 坂 越 1 6 6 4 - 2	TEL/FAX 0791-48-8458
う ね 有 年 保 育 所	ひがしうね 東 有 年 3 3 - 2	TEL/FAX 0791-49-2297
あ お ぞ ら 保 育 園	なかひろ 中 広 1 7 0 9 - 3	TEL 0791-45-0739 FAX 0791-56-5075
あ こう 赤穂あけぼの幼稚園	かみかりやきた 上 仮 屋 北 1 5 - 7	TEL 0791-42-2497 FAX 0791-56-5068
赤穂市教育委員会 こ ども 育 成 課	か り や 加 里 屋 8 1 市役所 第2庁舎2階	TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

9 必要書類

番号	書 類 名	必 要 枚 数	備 考
①	特定教育・保育施設等給付費支給認定申請書 兼保育利用申込書	申込児童1人につき1枚	必須
②	保育を必要とする事由を証明する書類 （例：就労証明書）	保護者1人につき1枚 （※9ページ参照）	必須
③	世帯状況等確認書	1世帯につき1枚	必須
④	児童状況等確認書	申込児童1人につき1枚	必須
⑤	保育所等の利用に関する内容の確認書 兼同意書	1世帯につき1枚	必須
⑥	個人番号記載用紙	1世帯につき1枚	必須
⑦	転入に関する申立書	1世帯につき1枚	必要に応じて提出
⑧	保育を必要とする児童または同居の親族に係る書類（③の内容を証明できる書類）	1世帯につき1枚	必要に応じて提出

②： 父母それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類を提出してください。（下記参照）

6.5歳未満の同居または同じ敷地内で祖父・祖母がいる場合、保護者と同様に提出する必要があります。

※就労証明内容の偽りなど提出書類に虚偽の記載があった場合、認定や入所施設の決定を取り消すことがあります。入所決定後でも同様です。

●保育を必要とする事由を証明する書類

必要書類 事由・世帯状況	就労証明書・就労確認書 ※1	勤務スケジュール表の写し ※2	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し等 ※3	医師の診断書（指定様式）または障害者手帳等の写し ※4	介護・看護に係る申立書	り災証明書等	求職活動に関する申立書 ※5	在学証明書または学生証等の写し等 ※6
就労（採用予定含む）	○	○						
妊娠・出産			○					
疾病・障がい				○				
介護・看護				○	○			
災害復旧						○		
求職活動							○	
就学（予定含む）								○

※1 自営業の場合は就労内容を記入し、それ以外の場合は勤務先で証明を受けてください。2つ以上の勤務先がある場合は、勤務先全ての証明書を提出してください。また、就労実績など未記入の箇所がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

※2 交代勤務の方や日勤で出勤日などがシフト制の方は提出してください。

※3 出産予定日が分かるページの写しまたは出産証明書を提出してください。

※4 保育を必要とする状況であると判断できない場合は、その他の書類の提出をお願いすることがあります。なお、診断書の手数料はご自身で負担をお願いします。

※5 ハローワーク等での求人情報の閲覧だけではこの事由に該当しません。

※6 就学予定の方は、合格通知書等を提出してください。

③： 祖父母の状況が保育施設入所の優先順位に影響する場合があります。

⑥： 個人番号確認書類及び本人確認書類を提示又は提出してください。

⑦： 現在、赤穂市外に住所のある方で転入予定の方は提出してください。

⑧： 母子および父子世帯、婚姻歴のないひとり親世帯、生活保護世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯に該当する場合は、その内容を証明できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書の写し、生活保護受給証明書等）を提出してください。

10 面接日時・面接会場（一斉申込みの場合）

保育士との面接がありますので、指定された第1希望の保育施設の面接日時にお子様とご一緒にお越しください。

第1希望の 保育施設	面接会場	面接会場住所	面接日	予定時間	問い合わせ先 (保育施設)
赤穂あけぼの 幼稚園	赤穂あけぼの 幼稚園	上仮屋北 15-7	11月16日 (月)	午前9時～ 正午	TEL 0791-42-2497 FAX 0791-56-5068
有年保育所	有年公民館 研修室	東有年 439-1	11月17日 (火)	午前9時～ 正午	TEL/FAX 0791-49-2297
あおぞら 保育園	総合福祉会館 集会室	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11月18日 (水)	午前9時～ 午後2時	TEL 0791-45-0739 FAX 0791-56-5075
御崎保育所	御崎公民館 講堂	朝日町 1-2	11月19日 (木)	午前9時～ 正午	TEL/FAX 0791-42-3338
坂越保育所	坂越公民館 大会議室	坂越 1683	11月20日 (金)	午前9時～ 正午	TEL/FAX 0791-48-8458
赤穂保育所	総合福祉会館 集会室	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11月25日 (水)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-3368
尾崎保育所	総合福祉会館 集会室	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11月26日 (木)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-2297
塩屋保育所	塩屋公民館 多目的ホール	古浜町 64	11月27日 (金)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-0323

11 保育認定および利用施設の決定

利用施設の決定は、申込み順ではなく、保育利用調整基準に基づき、保護者が家庭で保育ができない程度等を総合的に判断し、利用調整（入所施設の調整）を行ったうえで決定します。

保育の認定（支給認定証の交付）は、申請書の受理から30日以内に通知することとされていますが、利用調整に時間を要することが見込まれるため、利用施設の決定と併せて2月頃に文書により通知することを予定しています。

定員に空きがない場合、希望されている保育所を利用できないことがあります。その場合は、利用調整のために電話連絡をさせていただくことがあります。

また、利用調整中に申込内容の変更や取下げによって、再調整を行うことがあります。

※次の方については、利用調整にあたって、優先性が考慮されます。

- 育児休業明け ○ひとり親家庭 ○保育士等として勤務される場合
- 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 利用希望児童が障がいを持つ場合
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に利用を希望する場合や利用中の場合 等

※利用申込み後や決定後に、就労や家庭の状況が変わったときは、「支給認定変更等申請（届出書）」を提出してください。変更内容によって、入所決定を取消し、再調整を行う場合や保育の必要量の認定を見直す場合があります。

※利用申込み後や決定後に、家庭での保育が可能になった場合や利用開始月を変更したい場合は、すみやかにこども育成課まで連絡してください。

●入所保留（待機）となる場合

定員に空きがなくご案内できる保育所等がない場合、入所保留（待機）となります。毎月1回程度入所選考を行い、ご案内可能な保育所等がありましたらご連絡させていただきます。

利用を希望される月までにご案内できない場合がありますので、大変申し訳ございませんが、予めご承知おきください。

12 利用者負担（保育料）等について

ア 利用者負担額（保育料）等の決定

特定教育・保育施設等を利用する際の保育料は、児童の年齢、世帯構成、保育必要量、保護者の市民税額等に応じて決定します。4月分から8月分までは前年度の市民税額、9月分から翌年3月分までは当該年度の市民税額により保育料を算定します。

令和9年度の保育料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和8年度市民税額 (令和7年1～12月の収入から計算した税額)					令和9年度市民税額 (令和8年1～12月の収入から計算した税額)						

令和10年度の保育料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和9年度市民税額 (令和8年1～12月の収入から計算した税額)					令和10年度市民税額 (令和9年1～12月の収入から計算した税額)						

○保育料は、市民税額に応じた利用者負担となるよう階層に分かれています。（次ページの「利用者負担額表」をご参照ください。）

階層区分は、児童の保護者の市民税の合計額によって決定します。父母以外の方（祖父母等）が家計の主宰者である場合（父母以外の収入で生計を立てている場合）は、祖父母等の市民税額を含めて算定します。

○保育料算定に使用する市民税額を計算する際は、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）、配当控除、寄付金控除などの税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。

○児童の年齢は、毎年度初日の前日の満年齢を適用します。年度途中で誕生日を迎えても適用年齢の変更はありません。3号認定から2号認定に切り替わった場合（満3歳に到達した場合）も、年度途中で適用年齢の変更はありません。また、年度途中に入所する場合であっても、年度初日の前日の満年齢を適用します。

○次の場合は、保育料がそれぞれ減額になります。

▽同一世帯で、小学校就学前の児童が2人以上同時に幼稚園・保育所等を利用している場合
当該児童のうち最年長の児童から数えて、2番目の児童は利用者負担額表の階層区分別の額の

2分の1、3番目以降の児童は無料。

▽市民税所得割額が57,700円未満の場合

兄弟の幼稚園・保育所等の利用の有無や年齢に関わらず、第2子は利用者負担額表の階層区分別の額の2分の1、第3子以降は無料。

▽母子・父子世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯であって、市民税所得割額が77,101円未満の場合

兄弟の幼稚園・保育所等の利用の有無や年齢に関わらず、第2子以降は無料。

赤穂市特定教育・保育施設等利用者負担額表(保育認定) 2号・3号認定 (月額)

階層区分		利用者負担額(保育料) (単位:円)	
		()内は母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の額	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0
第3階層	市民税所得割額48,600円未満	11,300(1,100)	11,100(1,100)
第4階層	市民税所得割額55,000円未満	14,000(1,500)	13,800(1,500)
第5階層	市民税所得割額61,000円未満	16,800(1,700)	16,600(1,700)
第6階層	市民税所得割額67,000円未満	21,900(2,300)	21,500(2,300)
第7階層	市民税所得割額77,101円未満	27,000(2,800)	26,600(2,800)
	市民税所得割額97,000円未満	27,000	26,600
第8階層	市民税所得割額133,000円未満	34,200	33,700
第9階層	市民税所得割額169,000円未満	40,100	39,300
第10階層	市民税所得割額199,000円未満	47,700	46,900
第11階層	市民税所得割額301,000円未満	54,900	54,000
第12階層	市民税所得割額397,000円未満	63,000	61,900
第13階層	市民税所得割額397,000円以上	71,400	70,200

■保育料の無償化について

以下に該当する児童の保育料は無償です（給食費や行事費等の費用は対象外）。

- ・3～5歳児クラスの児童
- ・0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童

■副食費の徴収免除について

3～5歳児クラスの児童は上記のとおり保育料は無償となりますが、給食費（副食費）のお支払いは必要となります。（参考：令和8年度赤穂市立保育所 月額4,900円）

ただし、施設を利用する児童が2号認定（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く）で、次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・世帯の市民税所得割額が57,700円（母子・父子世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯は77,101円）未満であるもの
- ・施設を利用する児童が幼稚園・保育所等を利用する兄弟から数えて第3子以降であるもの

※給食費（副食費）は、利用施設へお支払いいただきます。施設により金額が異なりますので、赤穂市立保育所以外の施設を利用される場合は、各施設にお問い合わせください。

イ 保育料・副食費の納付

赤穂市立保育所の保育料・副食費および私立保育所の保育料は、口座振替での納付をお願いしています。利用決定後、所定の用紙にて金融機関で手続きをしてください。（郵便局は様式が異なります。郵便局窓口にお問い合わせください。）振替できなかった場合、納付書を送付します。

認定こども園の保育料や赤穂市立保育所以外の施設の給食費（副食費）に係る納付方法等については、利用施設にお問い合わせください。

ウ 保育料・副食費の振替日

赤穂市立保育所の保育料・副食費および私立保育所の保育料は、毎月分の保育料等を**当月25日**に振り替えます（金融機関が休みの場合は翌日）。

保育施設における児童の保育に要する費用は、公費と保護者の負担で賄われています。
保護者の方々には、保育施設の安定的な運営の確保や保育施設に入所する児童の健やかな育成が図られるよう、指定された納期内に納付いただきますようご協力をお願いいたします。

1 3 市外の施設の利用を希望する場合

保護者の勤務場所や里帰り出産などの理由で、他市町の保育施設の利用を希望する場合も、利用申込みは赤穂市教育委員会こども育成課で受け付けます。

市町村や保育所（園）によっては、他市町在住の児童の受入れができない場合がありますので、申込み時期を含め、希望保育所（園）のある市町村へご確認ください。

1 4 注意事項

ア 保育施設との申込内容の共有について

申込み時に提出いただいた申請（申込）書、就労証明書、診断書等は、保育時間や保育認定内容の確認に必要なため、入所される保育施設へ送付しますのでご了承ください。

イ 食物アレルギーについて

食物アレルギーがある児童については、入所時に必ず保育施設にお申し出ください。

食物アレルギーに関する調査票、アレルギー疾患生活管理指導票、病院での検査結果表等の資料の提出をお願いします。

アレルギー除去食については、提出いただいた資料に基づき対応可能な範囲で実施します。

ウ 車での送迎について

送迎用として駐車場を設けていますが、限られたスペースで運営しております。

路上駐車禁止をはじめ駐車場内での駐車マナーを遵守していただき、近隣住民の方々のご迷惑にならないよう、みなさまのご協力をお願いします。

エ 一斉申込書類提出締切日（令和８年１０月９日）より後の申込みについて

一斉申込書類提出締切日以降も入所申込みは随時受け付けています。ただし、一斉申込書類提出締切日までに書類を提出された方の入所調整を行った後、各施設の入所枠に余裕がある場合のみ、締切日以降に書類を提出された方の入所調整を行います。

なお、ご家庭での保育準備期間や受け入れ体制を整える関係上、申込みは利用開始希望月の前月の５日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）に締め切りとさせていただきますので、なるべく早めにお申し込みください。